

第6回 植物防疫検討会

輸入検疫における廃棄消毒等処分の基準への
検疫有害動植物の追加

令和7年1月24日（金）

消費・安全局植物防疫課
農林水産省

目 次

- 1 背景
- 2 改正の概要
- 3 今後のスケジュール案

背景 ①

- 輸入された植物等については、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第8条に基づく植物防疫官による検査を実施。
- 輸入検査の結果、検疫有害動植物が発見された場合は、同法第9条に基づき植物防疫官が消毒し若しくは廃棄し、又は輸入者に対して消毒若しくは廃棄を命じることとされている。
- 検疫有害動植物が発見された場合の荷口に対する廃棄消毒等の処分の基準については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「告示」という。）等に規定。
- そのほか、昭和53年当時、特に侵入を警戒する必要がある病害虫（以下「特定重要病害虫」という。）が発見された場合の処分の基準については、特定重要病害虫検疫要綱（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達。以下「要綱」という。）に規定。

背景 ②

- 平成23年 3 月、検疫有害動植物に係るポジティブリスト方式が導入され、病虫害のリスク分析（以下「PRA」という。）の結果に基づいた措置の適用を開始。
 - PRAの結果に基づき、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令73号）の別表において、リスクに応じて輸入禁止や相手国に求める措置を規定。
- 特定重要病虫害についても、順次PRAを実施を行い、植物防疫法施行規則別表に反映してきたところ。

改正の概要 ①

- 今般、要綱に規定されている45種の病害虫のうち残り1種（※1）のPRAが終了し、非検疫有害植物に指定される見込みであることから、関係告示（※2）の改正と同時に要綱を廃止することとする。
- 一方で、45種の病害虫のうち、現行、病害虫が発見された荷口に対する措置（廃棄）が要綱に規定される一部の種（4種）については、要綱の廃止に伴い、新たに告示に規定することとする。

※1 *Citrus cachexia viroid* （国内既発生の*Hop stunt viroid*の変異株）

※2 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成23年3月7日農林水産省告示第542号）

改正の概要 ②

特定重要病害虫45種の内訳

対応案

		病害虫名	対応方針	
PRA未了 1種	措置が要綱に規定 4種	PRA未了の 1種	<i>Citrus cachexia viroid</i> (国内既発生 の <i>Hop stunt viroid</i> の変異株)	• PRA結果を踏まえ、 <u>非検疫に指定</u>
	措置が告示等に規定 40種	措置が 要綱に規定 4種	糸状菌 1 種、 ウイルス 2 種、 メイガ科 1 種	• <u>告示別表第二に</u> <u>病害虫名を記載</u> →当該病害虫が発見 された荷口に対する <u>措置（廃棄）を明確化</u>

改正の概要 ③

告示の別表第二（第三条の規定する措置の基準）の、
措置が「検査荷口の全部の焼却」である欄に、**以下の4種を追加**

病害虫名	要綱上の対象植物名	告示別表第二	
		植物等の種類	措置
<i>Potato yellow dwarf virus</i> (ウイルス)	ばれいしょ (<i>Solanum tuberosum</i>) 生植物	四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎（栽培の用に供さないものを含む）	検査荷口の全部の焼却
<i>Sweet potato mild mottle virus</i> (ウイルス)	さつまいも (<i>Ipomoea batatas</i>) 生植物		
<i>Omphisa anastomosalis</i> (サツマイモノメイガ)	さつまいも(<i>Ipomoea</i>)属の生茎葉及び生塊根等の地下部		
<i>Puccinia pittieriana</i> (糸状菌)	トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i>)、なす (<i>Solanum</i>) 属生植物	六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	検査荷口の全部の焼却

今後のスケジュール案

令和7年

1月 植物防疫検討会

3月 パブリックコメント募集

6月 改正告示の官報公示（公布の翌日に施行）